

○広川町小規模事業者支援対策事業補助金交付要綱

平成30年5月1日

告示第50号

改正 令和3年6月7日告示第78号

令和4年1月26日告示第13号

令和4年4月28日告示第68号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町において商工業を営む小規模事業者の経営安定並びに新規創業若しくは第二創業を含めた新事業展開を行う法人又は個人事業者の経営支援を図るため、広川町補助金等交付規則(平成18年広川町規則第10号)及びこの要綱の定めるところにより予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模事業者 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第2条に規定する者をいう。
- (2) 新規創業 事業を営んでいない者又は新設した法人が町内において事業を開始することをいう。
- (3) 第二創業 町内において既に事業を営んでいる個人又は法人の後継者が先代から事業を引き継ぎ、かつ、事業転換を行い新事業又は新分野に進出することをいう。
- (4) 新事業展開 既に事業を営んでいる個人又は法人が既存事業を維持し、町内において新事業又は新分野に進出することをいう。
- (5) 新製品 既存の商品とは異なる使用価値を有し、実質的に既存の商品と別個の範ちゅうに属するものをいう。
- (6) 商談会・展示会等 国内外で開催される販売を伴わない商談会、展示会等で1日あたり15社以上の企業が出展し、新たな販路開拓につながるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内で事業を営む小規模事業者であること。
- (2) 町内に住所を有する個人事業者又は町内に登記住所を定めている法人であること。

(3) 別表第1に掲げる要件を満たす者であること。

2 前項の規定にかかわらず、対象者又は事業が次のいずれかに該当するときは、対象者から除外するものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員であるとき、又はそれらと密接な関係を有しているとき。

(2) 宗教活動、政治活動、公序良俗に反する活動及びこれらに類する事業であると認められるとき。

(3) 申請時において町税又は税外徴収金の滞納がある者

(4) 既にこの要綱による同一の事業計画による補助金を受けているとき。

(5) 既にこの要綱による補助金を2回受けているとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めたとき。

(補助金の種類及び対象経費)

第4条 補助金の種類及び対象経費は、別表第2のとおりとする。ただし、当該対象経費について、国、県及び本町その他の機関からの補助金の交付を受けるときは、本補助金の対象外とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次に掲げる補助金区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 新規創業・新事業展開補助金 補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額(千円未満の端数があるときは、切り捨てた額とする。)とし、一申請当たりの限度額は、50万円とする。

(2) 新製品開発補助金・新機械導入補助金 補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額(千円未満の端数があるときは、切り捨てた額とする。)とし、一申請当たりの限度額は、30万円とする。

(3) 販路開拓補助金 補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額(千円未満の端数があるときは、切り捨てた額とする。)とし、一申請当たりの限度額は、15万円とする。

(交付申請)

第6条 対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、広川町小規模事業者支援対策事業補助金交付申請書に別表第3に掲げる書類を添えて、町長へ提出しなければならない。

2 別表第1中、新規創業補助金については、翌年度申請を原則とする。

(交付決定等)

第7条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、広川町小規模事業者支援対策事業補助金交付決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項に基づき書類の審査を行った結果、補助金の交付対象とならないと認めたときは、広川町小規模事業者支援対策事業補助金交付申請却下通知書により当該申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更等)

第8条 前条第1項に定める交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、申請内容を変更し、又は交付決定の通知を受けた事業(以下「補助事業」という。)を中止し、若しくは廃止しようとするときは、広川町小規模事業者支援対策事業補助金変更承認申請書に必要な書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 交付決定者は、補助事業が予定の期限内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったときは、町長に報告し、かつ、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、補助事業が完了(中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)したときは、広川町小規模事業者支援対策事業補助金実績報告書に必要な書類を添えて速やかに町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第10条 町長は、前条に定める報告を受けたときは、その内容を審査するとともに必要に応じて当該職員をして実施調査等を行い、適当と認めたときは、交付する補助金の額を確定し、広川町小規模事業者支援対策事業補助金交付確定通知書により、当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、広川町小規模事業者支援対策事業補助金交付請求書により町長に請求しなければならない。

(補助金の返還)

第12条 町長は、偽りその他不正な手段により交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行し、令和3年度から令和5年度までの補助金について適用する。

附 則(令和3年6月7日告示第78号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年1月26日告示第13号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年4月28日告示第68号)

この告示は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表第1(第3条関係)

補助金の種類	要件	備考
新規創業補助金	1 補助申請する事業計画又は経営計画について、広川町商工会等の認定支援機関から経営指導を受けた者。 2 町が指定した創業塾等を受講した者。	
新事業展開補助金(第二創業を含む。)	1 補助申請する事業計画又は経営計画について広川町商工会等の認定支援機関から経営指導を受けた者。 2 福岡県経営革新計画承認書を受けて、その計画期間内に当該補助事業が完了するもの。	2 第二創業に該当するものを除く。
新製品開発補助金 新機械導入補助金	1 申請する補助事業が、当該申請年度の3月31日までに完了するもの。	1 新製品開発補助金と新機械導入補助金を同時に受けることはできない(双方の補助金総額が上限額30万円を超えない場合を除く。)
販路開拓補助金	1 法人にあつては申請時において町内に事業所を有し、かつ、事業所の登記をした者と	

	し、個人にあつては申請時において町内に住所及び事業所を有している者とする。	
--	---------------------------------------	--

別表第2(第4条関係)

補助金の種類	補助対象経費	備考
新規創業補助金 新事業展開補助金	<p>1 開業(新事業展開を含む。)又は法人設立に伴う司法書士若しくは行政書士に支払う申請資料作成に係る経費。</p> <p>2 補助金交付決定の日から申請年度の3月31日までに係る事務所又は店舗等の借入費。</p> <p>3 事業所、店舗等の開設に伴う外装工事又は内装工事費。</p> <p>4 設備費(申請する事業において、直接必要とする機械装置、工具、器具、備品に係る購入費又は補助金交付決定の日から申請年度の3月31日までに係るリース料又はレンタル料に限る。)</p> <p>5 試供品又はサンプル品の製作に係る原材料費。</p> <p>6 広報費(広報宣伝費、パンフレット等の印刷費、ダイレクトメール等の郵送料、展示会等の出展費用をいう。)</p> <p>7 試作品、サンプル等の製作に係る第三者への外注費。</p> <p>8 委託費(事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託又は委任するための費用をいう。)</p>	<p>1 登記等に要する登録免許税、定款認証料、収入印紙代及び証明書類取得費用を除く。</p> <p>2 申請者本人又は3親等以内の親族が所有する不動産等、住居部分の借入費並びに対象物件の借入に伴う敷金、礼金、保証金、仲介手数料、火災保険料及び地震保険料を除く。</p> <p>3 住居部分を除く。</p> <p>5 販売又は売上につながるものを除く。</p> <p>6 単なる切手の購入に係る費用を除く。</p> <p>7 販売又は売上につながるものを除く。</p> <p>8 販売用商品(有償で貸与するものを含む。)の製造委託及び開発委託に係る費用を除く。</p>

新製品開発補助金	<p>1 新製品の製造又は開発のために招へいする専門家、アドバイザー等に対する謝金及び旅費(宿泊費を含む。)</p> <p>2 新製品の製造又は開発のために専門機関、民間会社等へ委託する委託料及び経費。</p> <p>3 試作品の製作に係る原材料費。</p> <p>4 試作品、サンプル品等の製作を第三者へ委託する場合の外注費等。</p>	<p>3 販売又は売上につながるものを除く。</p> <p>4 販売又は売上につながるものを除く。</p>
新機械導入補助金	<p>1 新製品の製造に係る機械・器具装置、工具等の導入経費。</p>	
販路開拓補助金	<p>1 商談会・展示会等に係る出展料(小間代・光熱費・備品借上料を含む。)</p> <p>2 販路を新たに拡大するための広告・宣伝費等の経費。</p>	

別表第3(第6条関係)

補助金の種類	添付書類	備考
新規創業補助金	<p>1 新規創業事業計画書</p> <p>2 誓約書</p> <p>3 創業塾等受講証明書及び広川町商工会等の認定支援機関から経営指導を受けた証明書。</p> <p>4 登記事項証明書の写し</p> <p>5 開業届の写し</p> <p>6 営業許可証の写し</p> <p>7 事業所等の賃貸借契約書等の写し又はこれに類するもの。</p>	<p>3 創業塾等受講証明書については、当該塾等の修了証明書の写しに代えることができる。</p> <p>4 法人で既に登記を済ませている場合に限る。</p> <p>5 個人事業主に限る。</p> <p>6 許可を必要とする業種の場合に限る。</p> <p>7 賃貸借の場合に限る。</p>

新事業展開補助金	<ol style="list-style-type: none"> 1 新事業展開事業計画書 2 誓約書 3 広川町商工会等の認定支援機関から経営指導を受けた証明書。 4 福岡県経営革新計画承認事業者に係る承認書の写し 	4 第二創業に該当するものを除く。
新製品開発補助金 新機械導入補助金	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業計画書 2 誓約書 3 広川町商工会等の認定支援機関から経営指導を受けた証明書。 	
販路開拓補助金	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業計画書 2 誓約書 3 広川町商工会等の認定支援機関から経営指導を受けた証明書。 	

別記様式 略